

会 議 録

| | | |
|------------------|---|---|
| 附属機関又は 会議体の名称 | 第192回豊島区都市計画審議会 | |
| 事務局（担当課） | 都市整備部都市計画課 | |
| 開催日時 | 令和2年12月21日 月曜日 18時00分～20時15分 | |
| 開催場所 | 豊島区役所8階 議員協議会室 | |
| 議 題 | <u>諮問117・118</u> 都市計画区域マスタープラン等の改定について <u>諮問119</u> 雑司ヶ谷霊園再生のあり方について | |
| 公開の 可否 | 会 議 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 1人 |
| | | 非公開・一部非公開の場合は、その理由 |
| | 会 議 録 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 |
| | | 非公開・一部非公開の場合は、その理由 |
| 出席者 | 委 員 | 中林一樹 中川義英 野口和俊 定行まり子 池邊このみ 中井検裕 小山清弘 前田純子 上門周二 外山克己 竹下ひろみ 藤澤愛子 高橋佳代子 辻薫 里中郁男 細川正博 渡辺くみ子 |
| | そ の 他 | 都市整備部長 地域まちづくり担当部長 建築担当部長 土木担当部長 都市計画課長 再開発担当課長 土木管理課長 公園緑地課長 |
| | 事 務 局 | 都市計画課都市計画担当係長 同主査 同主事 |

(開会 午後6時00分)

都市整備部長 事務局でございます。会長が遅れてございまして、職務代理の委員に会長の代理を頼みまして、都市計画審議会を開催したいと思います。よろしくをお願いいたします。

引き続きまして、皆様、本日は年末のお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本来であれば、都市計画課長の増子が事務局として進行をさせていただくところですが、体調不良のためお休みをさせていただいております。私、都市整備部長の近藤が代わりに進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定刻を過ぎましたので、第192回豊島区都市計画審議会を開催させていただきたいと思っております。

本日の審議におきましても、前回の審議会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大対策を講じた上で開催させていただきます。また、省略できる部分につきましては、なるべく省略して簡素に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

進行につきましては、職務代理に一部お願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

職務代理 それでは、第192回豊島区都市計画審議会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。

議事日程に従いまして進行してまいります。本日は諮問案件が大きくは二つ、117号・118号、119号ということで、区域マス等と、それから雑司ヶ谷霊園の再生の在り方となっております。会長がもうすぐお見えになるとは思いますが、できるだけ手短かに、スムーズに、委員の皆様方のご意見を出していただいで進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、委員の出欠につきまして、事務局よりお願いいたします。

都市整備部長 委員の欠席でございますが、足立委員、西川委員、早坂委員、長倉委員より欠席のご連絡と、また、池邊委員、中林会長より少し遅れる旨の連絡をいただいております。

なお、本日の審議会でございますが、委員の半数以上出席をいただいておりますので、豊島区都市計画審議会条例第7条第1項の規定する定足数

を満たしております。

以上でございます。

職務代理 ありがとうございます。

続きまして、本日の議事について、事務局よりお願いいたします。

都市整備部長 本日の議事でございます、「都市計画区域マスタープラン等の改定について」、「雑司ヶ谷霊園再生のあり方について（中間のまとめ）」、諮問案件が2件でございます。

諮問案件につきましては、本来であれば、高野区長より会長への諮問文をお渡しするところでございますが、本日は、会長の机の上の上に諮問文を、委員の皆様のところには諮問文の写しを配付させていただいております。

以上でございます。

職務代理 ありがとうございます。諮問文等、お手元のほうにありますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の傍聴希望につきまして、事務局よりお願いいたします。

都市整備部長 審議会の公開についてでございますが、豊島区都市計画審議会運営規則第6条に基づき、原則公開となっております。

本日は、傍聴希望の方がいらっしゃいます。入室いただいてよろしいでしょうか。

職務代理 いかがでしょうか。皆さん、傍聴の希望の方がいらっしゃいます。審議会の公開について、傍聴の参加を認めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(は い)

職務代理 ありがとうございます。それでは、入室を許可いたしますので、よろしくお願いいたします。

(傍 聴 者 入 室)

職務代理 それでは、初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

都市整備部長 本日の資料でございますが、事前に送付させていただいた分と、本日机の上に配付させていただいた分がございます。諮問119号の参考資料第2号を机の上に配付させていただいております。不足がございましたら、挙手にてお知らせいただければ、事務局のほうで参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

職務代理 諮問 1 1 9 号参考資料第 2 号が追加ですね。

都市整備部長 はい、そうでございます。

職務代理 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

まずは、諮問 1 1 7 号・1 1 8 号の都市計画区域マスタープラン等の改定についての説明について、よろしくお願いいたします。

都市計画課担当職員 私のほうから、諮問 1 1 7・諮問 1 1 8 についてご説明させていただきます。資料の確認でございますが、諮問 1 1 7・1 1 8 資料第 1 号と、諮問 1 1 7 の参考資料第 1 号、参考資料第 2 号、それから諮問 1 1 8 の参考資料第 1 号、参考資料第 2 号となっております。

こちらの案件につきましては、9 月の都計審でも報告させていただきました内容と同様になっております。今回は、東京都より正式な意見照会が参りましたので、そちらの諮問でございます。参考資料につきましては、区域マスタープランの案が参考資料第 1 号としてついております。その後ろに意見照会文が参考資料第 2 号としてついてございます。再開発方針についても、同様の構成となっております。

では、資料第 1 号をご覧ください。9 月の報告と重複する部分につきましては割愛させていただきますので、ご了承ください。

まず、1 番、区域マスタープラン等の改定に関する基本的な考え方です。「都市づくりのグランドデザイン」や、「東京の土地利用に関する基本方針」の中で都市構造の見直しが行われたことを受けて、区域マスタープランや都市再開発方針の改定が行われるものでございます。

2 ページ目をご覧ください。改定の方向性でございます。こちらも 9 月のときと同様となっております。

まず、1 ポツ目でございますが、中段目、高度な都市機能を地域や拠点が分担し、これまで「環状メガロポリス構造」の都市づくりを推進してきたところでございます。

3 ポツ目の中段でございますが、この環状メガロポリス構造をさらに進化させ、「交流・連携・挑戦の都市構造」に今回見直されております。

最後の五つ目のポツですが、この都市構造の見直しによって、大塚、巣鴨、駒込が「活力とにぎわいの拠点」として位置づけをされるところでございます。

2. 3、主な改定内容でございます。2段目からになりますが、「東京都の都市構造」、「地域区分ごとの将来像」、「主要な都市計画の決定の方針」、「特色ある地域の将来像」などについて見直しております。また、池袋、東池袋、大塚、巣鴨、駒込、椎名町・東長崎の地域の将来像についても見直しているところでございます。

ここまですつきましては、9月の報告と同様の内容となっております。米印で新型コロナに対応した記述の追加が、今回新しく変更になっている部分でございます。

具体的には、諮問117の参考資料第1号をご覧ください。こちら、区域マスタープランの案になります。赤字の部分は、原案から案に変わる段階で修正、もしくは追加されたところがございます。主に新型コロナを契機として様々なことが書いてございます。主立ったところを幾つかご紹介させていただきます。

まず、2ページ目、下段の(2)都市づくりの戦略で赤字が追加されてございます。巨大地震や気候変動による異常気象などに起因する未曾有の自然災害、新たな感染症の脅威などという文言が追加されています。

また、4ページ目に行きまして、こちら、大きく追加されてございます。(3)新型コロナ危機を契機とした都市づくりの方向性というところでございます。テレワークやデジタル化の推進によって、人々の生活等への意識にも変化をもたらしている中で、この(3)一番下のところでございますが、新型コロナ危機を契機として生じた変化にも対応した都市づくりを推進していく必要がありますということが追加されてございます。また、そういった変化を契機として、サテライトオフィスやシェアオフィスといったキーワードも、今回の区域マスで新しく追加されているところでございます。

区域マスタープランの前段の部分は、総論として、東京都全体のまちづくりに関する記述がされております。途中から拠点の考え方や、地域像といった記述になりますが、豊島区に関する地域像の書き込みや、拠点の位置づけに関しては、原案のときと変わっておりません。

資料第1号に戻っていただきまして、2.4スケジュールというところでございます。下から四つ目の丸でございますが、12月21日、本日、豊島区都市計画審議会にて諮問させていただきます。年明け1月に東京

都へ、意見照会の回答をいたします。2月に東京都の都市計画審議会にて付議をされまして、3月に都市計画決定告示がされる予定となっております。

続きまして、3ページでございます、都市再開発方針の改定についてです。ここからは諮問118に関する内容でございます。3ページにつきましては、9月の都計審と同様になりますので、割愛させていただきます、4ページをご覧ください。

3. 3、主な改定内容というところでございます。一つ目の丸として、池袋駅周辺が緊急整備地域に指定されたことを受けまして、これまで「豊. 1 池袋駅周辺地区」という再開発促進地区がございましたが、そちらを一旦外しまして、「豊. 1 4 池袋駅周辺地区」の都市再生地区に新規で決定するものでございます。こちらの詳細な図に関しましては、諮問118参考資料第1号の一番後ろにA3資料がついておりますので、合わせてご覧いただければと思います。

最後でございますが、大塚、巣鴨、駒込駅周辺が再開発促進地区に新しく指定されたところでございます。スケジュールに関しましては、区域マスと同様ですので、割愛させていただきます。

簡単ではございますが、諮問117・118の説明は、以上でございます。

職務代理 どうもありがとうございました。前回までご報告があったものに比べて、節のタイトルが少し柔らかい表現になったと思います。目次のところにありますけれども、これまで土地利用とか、都市施設という言葉を使っていたのが、括弧の中に入ることと、それからサブテーマ、「サステナブル・リカバリー 東京の新しい都市づくり」が入っていったというところがあります。

それから、先ほど事務局からもご説明ありましたけれども、コロナに関する記述が追加されたというところで、一つの東京都の考え方なのかなと思います。

そういった点で、豊島区に関わるものは、これまでご説明があったものと、基本的には変わりがないと。それから再開発方針については、大塚駅周辺他のところが加わったということで、これもこれまでと違いはないと私自身は受け取っております。委員の皆様方から忌憚のないご意見をいた

できれば幸いです。質問、ご意見ともにどちらでも構いませんので、よろしく願いいたします。

お願いします。

委員 よろしいですか。

言葉の意味がよく分からないので、質問をさせていただくんです。諮問 117 参考資料第 1 号の 4 ページ上段で、3 番のコロナの云々の前の文章に、「リアルとバーチャルをハイブリッド化し、都市空間に」という言葉があるんですけども、個々の言葉の意味は分かりますが、この文章の意味していることは何でしょうか。リアルとバーチャルをハイブリッド化するというのは、どういうことなんでしょう。

職務代理 事務局、いかがでしょうか。

都市整備部長 リアル、バーチャル、ハイブリッド、その言葉だけでは、確かによく理解できてない部分はあると思ってございますが。最近、ミクサライブ東京というところで、まさにこのリアルとバーチャルの融合させたものを展開していこうとやっております。

バーチャル空間で池袋を再現して、バーチャル上で物を買おうと、実際に買ったものが家に届くということを検討しています。例えば、東西デッキができ、そこを歩きながら風景を見ることもできると思います。そういった都市空間を、リアルに作ると、スペースとコストがかかるので、バーチャルの中で体験をしていくことによって街づくりを進めていきたいということではないかなと思ってございます。

実際に、バーチャル空間を活用してまちづくりに生かしていこうとしている自治体もすでにご覧いただけます。そういったことを踏まえた上で、こういった文章にされていると思います。

職務代理 いかがですか。

どうぞ。

委員 リアルをバーチャルに置き換えて、物を見ることは理解できますけど、それをハイブリッド化というところが分からなかったんですね。

それと、もう一点は、6 ページのところ、東京は 3,600 万人規模をという表現は正しいのでしょうか。

職務代理 首都圏全体で言えばいいだろうけど、「東京は」と書かれたときに、どうなのではないかというご質問かと思えます。

都市整備部長 その文章の後にあります「擁する世界最大の都市の中心である」という表現がありますので、東京を中心とする広域的な部分を言っていると認識してございます。

職務代理 主語の係るところが、東京は世界最大の都市圏の中心でありに係るのであって、東京は3,600万人規模ではないという解釈だそうです。でよろしいでしょうか。

委員 はい。

職務代理 ほか、いかがでしょうか。

委員 私も、片仮名が多過ぎて、イメージが持ち切れないです。この4ページのところの「コロナ危機を契機とした都市づくりの方向性」というのは、具体的にはどういうことを言っているのでしょうか。

職務代理 いかがでしょうか。

都市整備部長 実際には、(3)のところに書かれているようなことになると思っています。テレワークの推進をすとか、多様なライフスタイルに対応した「人間中心社会」の実現が重視されるとか、書き込みがされてございます。また、三密の回避も重要な観点だと記載されています。

今回の新型コロナの危機に直面したからこそ、こういった書き込みを今回したのだらうと認識してございます。また、新型コロナの影響は、現在が進行形でございます。新型コロナが一体どういった形で収束して、どういふふうになっていくか定かじゃございませんけれども、こういった書き込みを入れることによって、新型コロナの危機に対応したまちづくりを進めていくという意識の表れじゃないだと認識してございます。

職務代理 お願いします。

委員 開発及び保全の方針ということで、例えば、「サステナブル・リカバリーの考え方に立脚し」を、ちょっと調べたんですけど、どのようなものをイメージ化すればいいのかは分かりませんでした。

小池都知事がおっしゃっている文章も出てきたんですけど、それではイメージが持ち切れませんでした。今のコロナの中で、国際競争力のある世界から選ばれる都市に向けた、クリエイティブな人材を引きつける機能の充実、多様なライフスタイルとかと書いてあるんですけども、どういふまちを目指そうとしているのか、まちづくりの主体というのは、私はここで言えば豊島区民一人一人だし、東京都全体で言えば都民一人一人だと思

います。そういう人たちが、こういう方針ならば安心して受け入れていこうとか、頑張ってみようとか思うものでないと、文章自体が将来的にどういうものをイメージしているか示されないというか、分からないような状態でも、私は何なんだろうと。

区がこれを都計審に出してきて、しかも諮問ということは、こういうふうに豊島区が変わっていくんですよという、ど素人の私なんかイメージ化できるようなご説明をしていただかないと、何とも言いようがないというのが率直な感想です。もう少しイメージが持てるようなご説明いただけないでしょうか。

都市整備部長 失礼いたしました。確かに、イメージを持つというのは、難しいことかなと思ってございます。あくまで、これは基本的な整備、開発及び保全の方針という東京都という広域的な視点でのまちづくりの方向性になります。ここの一つ一つの言葉を、どう捉えて、どういったまちにしていくのかが、地域像の部分であると思ってございます。

区域マスタープランの変更案に対して対、新型コロナの危機に対する考えを示して欲しいというご意見があったと伺ってます。そういったものを踏まえた上で、東京都も、「例えば」というところから書いてございますけれども、クリエイティブな人材を引きつける機能の充実を図るようなといった、まちづくりを考える上での、エッセンスを記載していると我々は認識してございます。イメージがどう結びつくのかは、各自治体の各まちづくりところに、地域の人たちが考えた上でつくっていくものだと認識しております。

委員 内容をかみ砕いていただいたことに関しては感謝します。やっぱりこの表現で活字化をされて、独り歩き始めちゃう部分に関しては、内容がイメージ化できないので、私はどうなのかなと正直思っています。

それで、もう一つ伺いたいんですが、この4ページの下の方7行目あたりのところですか。リアルの大切さが再認識されるところですが、具体的にどういうことを指しているのか。それから、国際競争力を高め、東京が持続的に発展していけるようというところは、今の東京都の基本方針だろうと思うんですけれども、豊島区との関係でいくと、具体的にはどういうことが出てくるのでしょうか。

職務代理 お願いします。

都市整備部長 オンラインでリモートワークがかなり浸透していく中、やはりそれだけじゃ仕事が進まないという場合もございます。また、オンラインで例えば物を買うという状態になっても、やはり百貨店に行って、自分で見て触って物を買いたいというご希望が多分多々あるのかなと思ってございます。それはやはりリアルの大切さが改めて認識されていると思います。

あと、もう一つ、国際競争力でございます。豊島区につきましては、国際ビジネス交流ゾーンに今回は入っておらず、中核的な拠点として、池袋について記載がされております。そこを捉えて、今回この文言を入れているとしてございます。

委員 でも、国際競争力を高めるという基本的な都市づくりの方針だと思うんです。これは全体的に常に中心的な部分に書かれていると認識を持っています。だから、そういう条件に多少でも合えば、まちを変えていくこともあると思いますので、これは豊島区にとっても人ごとではないのではないかと認識です。

それで、もう一つ。都市全体の集積のメリットを生かしながら、区部中心部などにおいて、活力あふれる拠点を形成するなど世界から選択される都市づくりを進めていくという表現が入っています。もちろん、今すぐどうなることではないにしても、将来的には池袋の東口や西口も含めて来街者をいかに増やすかというのが高野区長の基本方針だと思いますので、国際競争力との関係も出てくるんだろうと思うんです。ここにこういうふうにかかれることによって、どういうイメージを私なんか持てばいいのかなど、そこら辺はいかがでしょうか。

都市整備部長 国際競争力の強化という観点で申し上げますと、豊島区に関して、どういった国際競争力を高めていって、選ばれる池袋、豊島区になるのかということでございます。やはり新型コロナの影響で、来街者が極端に減少しています。これが、以前のように戻ったことを想定すれば、ホテルだって、そんなに多いわけではございませんし、インバウンドの方々が楽しむようなところがないということもございます、さらに、長期にわたって、仕事で来られる方ということもございます。都心区には、インバウンドできた方が長期滞在できるマンションもございますし、そういったことが池袋周辺で求められていくのであれば、それも国際競争力の強化の一つとして、整備が必要になってくると思ってございます。

ただ、それはすべての拠点で絶対必要かは、また別な話でございます。池袋駅周辺の観点で言うと、そういったのは必要だと思ってございます。やっぱり文化体験施設によってインバウンドの方が池袋を選んでいただくために、豊島区にあるコンテンツを生かしながら、まちづくりを進めていくべきだと思ってございます。漫画・アニメにつきましては、豊島区が聖地だといわれておりますし、トキワ荘もできましたし、そういったものを生かしながら、国際競争力の強化につなげていきたいなと思ってございます。

職務代理 よろしいですか。

委員 はい。

職務代理 じゃあ、お願いします。

委員 お聞きしたいんですけど、東京都の区域マスを豊島区都市計画審議会で諮問して、意見を言って、何かどこまで反映できるんですか。その辺を伺えますでしょうか。

職務代理 いかがですか。

都市整備部長 諮問の段階では、内容の大幅な修正は難しいと思います。その前の段階で報告し、ご意見をいただく場面をつくらせていただいておりますので、その内容につきましては、東京都に対してご報告をさせていただいております。

今回の部分は、先ほど説明させていただきましたけど、基本的に東京都さんのお考えとなります。私なりに解釈をし、こういうことが池袋に対して当てはまるというお話をさせていただいたと思っております。

委員 分かりました。

職務代理 東京都では、年明け2月の都計審で付議したいということで、区からの意見は1月と時間がないので、基本的には聞き及んだぐらいの感じになるかもしれません。

ほかいかがでしょうか。

お願いします。

委員 前回も、区域マスについては、少し意見を述べさせていただきました。豊島区に関する方向性の記述に関して、表記の古いものがあったりします。そういったものに関しては、必要な修正をするという方向性を、確認していただいたという認識していましたが、ここについて、前回と変わってい

ないというご報告でした。

専門部会のほうでも議論があったんじゃないかと思えますけども、結果的にどのような過程を経て、この文言に落ち着いたのか、お答えいただけますでしょうか。

職務代理 前回と言うと、三業地の話もありましたけど、そのお話でしたでしょうか。

委員 職務代理、よろしいですか。

大塚の三業地の表記の話もさせていただきました。前回出た話ですと、会長からは、造幣局跡地の表記の話とか、豊島区は、特にこの5年間で大きなまちづくりの変化があった中で、新たに策定されるこのプランに古い表記を残したものでいいんだろうかという議論があったはずです。それに対して、これ諮問前の段階で指摘しているわけですから、何かしらの検討が行われているということで、前回ご回答もいただいていたわけですから、それが全く修正なかったと、これについてはきちんと説明があっただけでいいんじゃないかと思えます。いかがですか。

職務代理 事務局のほう、よろしいですか。

都市整備部長 前回いただいたものにつきましては、東京都にも確認をさせていただきました。区としては、次回、区の都市づくりビジョンの全面改定の際に、記述を変えて、それをもって東京都の計画に反映させていただこうと思っております。

委員 今のご説明ですと、区の都市づくりビジョンを改定したら、その後に、都がこの上位計画である区域マスタープランを変更するという回答を得ていると聞こえましたが、よろしいですか。

職務代理 いかがですか。

都市整備部長 手続の考え方といたしましては、そういった形で改定をさせていただきたいなと思っております。

委員 そうすると、さっきのお話と少し食い違いが出てくると思うんですけど、諮問の段階になった後には、ほとんど文言の修正は難しくなっているというお話だったと思います。今のお話ですと、区の都市ビジョンが改定になった後に、都の区域マスを再修正かけるというご説明になっていると思います。そうするとスケジュールはどのようになるのか、時系列でお答えいただけますか。

職務代理 はい、お願いします。

都市整備部長 大変失礼いたしました。再修正ということではなく、次の東京都の改定の際に、区が改定した内容に合わせていただくと考えてございます。

委員 それだと結局、今回の都のマスタープランの変更には反映しないということですね。であるならば、前回のいただいていた回答との食い違いがあると思うんですけど、そこについてはどうお考えですか。

職務代理 よろしいですか。お願いします。

都市整備部長 失礼いたしました。区の全面改定をやるのが令和7年の予定でございます。その前に、3年ぐらいかけてワークショップ等を行い区民の意見を聞いて、改定していきます。その際に今回のご提案をいただいている部分を、まずは区の都市づくりビジョンで反映させていただいた後に、東京都の区域マスに反映させていただくと考えているところでございます。

職務代理 はい。

委員 最後にしますが、これって上位計画なわけですね。上位計画があり、そして区の計画があるわけですね。そうすると、上位計画の文言が古いわけですね。先に下位計画が直り、その後、上位計画に反映していくと、そういう考え方だということになるわけですね。計画の体系的にすごく違和感があるんですけど、いかがですか。

職務代理 お願いします。

都市整備部長 実際、正直申しますと、私も違和感があって。いろいろお話を聞いたところ、区に関する内容について東京都と区の事務局サイドで何度も打合せをさせていただいているのが現状でございます。その際に、東京都としましては、今現在の区の都市づくりビジョンに書いてあるものを、区域マスの東京都上位計画から消すことがなかなか困難だということでございます。

そうすると、まず、区の都市づくりビジョンの記述をどうにかしなければいけないということです。全面改定の際に、先ほどの三業地のお話もございますけども、きちんと議論をさせていただいた上で、今度東京都の区域マスにどう反映していくのかという形になっていると伺っております。

委員 すみません。その件で。いいですか。

職務代理 よろしいですか、取りあえず。

はい、お願いします。

委員 今おっしゃった委員のご意見は、ずっと気になっていました。前々回、議事録について話しましたよね。ですから、会長もちゃんと議事録作って、整合性取ってやるというお話だったと思います。いきなり結果だけ来て、プロセスの話がなく、それで、そういうやり取りです。その辺どうなっているんですか。

職務事務局、 いかがでしょうか。

都市整備部長 9月の会議録案は出来上がってございまして、今、チェック中という形でございます。

委員 ですから、それを事前に回しますというお話だったんですよ。前回の話で、こうだからこうなりましたというプロセスがあればいいんです。それが全然ないので、その辺のことをお聞きしたんです。議事録そのものも皆さんの委員の中で回しますからチェックしましょうというお話だったと思います。

できましたじゃなくて、できる前に見せてください。

都市整備部長 大変失礼いたしました。今後、確認して、議事録の事務局案が出来上がったときに、できるだけ早い段階でお見せするようにしたいと思っております。

職務代理 東京都への意見反映をどう進めてきたのかが、もっと明確に分かるようにしてほしいということだと思います。ここで議論している話、また、いただいたご意見が、そのまま無視された形になっては、豊島区都市計画審議会の意義として一つの大きなところになると思います。

それから、もう一つのコロナに関する話は、都心部では感染症に対応して、共用スペースや、ゆとりある優良なオフィスをつくり、1人当たりの延床面積を広げましょうということと、それから広げることによってオフィスの減少を避けましょうと。集中と分散で言うと、分散もいいけども、やはり国際競争力のためには、それなりにオフィス機能は集中させたほうがいいということ、コロナに絡めて言っていると思います。付け加えた文章は、東京都も整理されたほうがいいのかと思います。追加部分の要約みたいな資料は、東京都は出していませんでしたっけ。

都市整備部長 特にはいただいてございません。

職務代理 はい、分かりました。これまで、この都市計画審議会で議論してきた内容に比べて、区域マスも非常にソフトになったなと思います。

ただ、注意しなければいけないのは、区域マスに載っている言葉が予算等の大きな根拠になります。豊島区として何かを進めていこうとしたときに、その事柄が抜けていると、この先いろいろと苦勞をされて、個別に折衝をしなければいけないということになるかと思います。

私自身は、東京都に今の段階で言うのであれば、追加された文章をもう少し整理してくださいとは言いたいぐらいではありますが、それはそれとして、ほかに委員の皆様方から何かご意見ありませんでしょうか。

委員 今の職務代理のご説明で分かりました。特に6ページのところに、そこら辺が書いてあるということですね。

ただ、私が問題だと思うのは、赤字で書いてあるところが変わる場合には、どういうイメージをまちづくりの中で持っていくのかということ、私は区の都計審である以上は、説明をきちんとしていただかないと、全体像が正直言って分かりません。

この間、豊島区に関連する部分は、副都心でもご説明受けましたし、前回の都計審でも受けました。そこら辺は、どちらかというイメージが湧く場所ですので、ある程度、予測はつきます。でも少なくとも、大本になる部分で何をどういうふうに補足をし、それをやることによってこういう方向を東京都は目指しているということをご説明していただかないと、やっぱりイメージが持ち切れない部分が圧倒的に多いです。

職務代理 表現方法の問題というところですね。中身があるかどうかも含めての表現方法にちょっと問題がありそうです。ただ、最終的には、東京都が責任を持って出すものですし、その事柄が豊島区の都計審としては、豊島区の事柄に大きな影響を与えるようであれば、かなり強力に言っていく必要もあるかと思います。一方、コロナに関してはそこまでの表現ではないなと感じています。

ほか、ご意見いかがでしょうか。

区域マスといいますか、正式には整備・開発・保全の方針で、2章以降ぐらいがもう一つの中心になる事柄になります。ほかにご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

もう一点、都市再開発の方針も、先ほど説明されていきました。これは、巢鴨駅周辺等の追加というような事柄です。特に大塚駅周辺は、これまでも再開発方針では誘導地区になっていて、それを再開発促進地区に格上げ

をしたということで、全然再開発方針に記載されていなかったところが加わったということではないと思っているんですが、その点いかがでしょうか。

都市整備部長 はい、おっしゃるとおりでございます。

職務代理 この再開発の方針につきましては、いかがでしょうか。

委員 この中で再開発促進地区でなくなった、立教大学の周辺については、補助172号線も出来上がってということと、全体的には不燃化促進事業の完了を踏まえて削除されたと思いますが、改めてその意義なり、内容を確認させていただきたいと思います。

職務代理 お願いします。

再開発担当課長 立教大学周辺地区防災都市づくりに関する事業が平成8年度に終了し、補助172号線の整備完了が平成23年ということで、今回見直しを図ったものでございます。道路ができてしばらくまだ残っていたものでございますが、今回、廃止するものでございます。

職務代理 よろしいでしょうか。

ほかは、中身としては、通常でいうと一部完了だとか、いわゆる時点修正はあるとは思いますが、全部事業が完了して、促進地区から除かれたのが立教大学の周りということで、ほかのところでは全然事業が進んでいないということではないです。

ほか、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

委員 再開発問題では、正直言って、地域の方々から、いろんなご相談を受けています。この間、南池袋二丁目C地区では、区長さんへの申入れや、それから住民の方が東京都の担当部長や課長の方々に申入れをするようなこともありました。今回の再開発方針は、再開発そのものを進めていけるところでは進めていくという一つの大きな方針が提案をされているんだろうと思います。

ところが、再開発の経過を見れば、そこに住んでいる住民の方々が出ていかざるを得ないという客観的な状況は生まれています。そういう形でのまちづくりが本当にいいのかという点では、疑問を持たざるを得ないです。

それで一つ伺いたいんですが、36階のB2街区は今やっています、それからC地区では53階と50階の建物が建てられます。また、東池五丁

目では、あれは20階の再開発が行われました。最初の東池袋四丁目地区の再開発、それからURの行った再開発とか。それだけの建物が造られて、ずっと運営をしていく上では、規模的には70年とか長期的な状況を見ていらっしゃるんだろうと思います。少し気になるのは、豊島区でそれなりの大きさのある共同住宅、マンションの建て直しというのは、具体的には、どういうふうになっているのでしょうか。

職務代理 お願いします。

都市整備部長 私が聞く限りで、大規模な老朽、築年数がたったマンションを共同での建て替えは、他の自治体ではあるのは確認してございますが、豊島区内では、確認してございません。

委員 私は大変身近なところで建て替えをしたいというお声を聞きました。結果的には、建て替えができなかったということでした。建て替えの一つの方針としては、近隣の方から土地を購入して、広い土地にして、今10階建てぐらいだったと思うんですけど、それを上に積み上げて、そこの利益で建て替えをやっていきたいというものでした。結果的にはお住まいになっている方々の賛同が得られなくてできなかったようです。そういう点で、本当になかなか建て替えは難しいなということ、私はそのときすごい肌で感じました。

今、再開発構想とかという動きの中で、予想をはるかに超えた高い建物が次々と造られています。そういう点では将来どういうふうになるのか。もちろん、その頃は、私なんか生きていませんから、直接的には関係ないのかもしれませんが、やはりまちづくりは無駄をしてはいけない。それから、そういうような建物が次々と造られる中で、将来的にはこういうふうになっていくという、長期的な流れみたいなものがある程度分かっているとすることが必要じゃないかなと思います。そういうことに関しては、区としてはどうなのでしょう。

都市整備部長 住宅の関連のお話でございますので、少し話それてしまいますけれども、基本的にマンションについては、適切な管理をどこまできちんとやるかだと思ってございます。区では、マンション管理条例をつくり、23区でも先立って、適切にマンションを管理していただくという方策でやっております。

また、東京都も今年度管理条例をつくりまして、東京都と重なっている

部分については東京都、それ以外の部分は区という形で、今考えてやっているところでございます。

また、国も、法改正をする予定でございます。マンションの建物管理、維持管理、修繕費も含めてきちんとやっているかどうかを法的に確認して、そういったことができているマンションを認定していこうという制度をつくる予定でございます。まずは日々きちんとマンションが管理されていて、修繕積立金がきちんと積まれているかの確認を、国も一緒になってやっていく状態でございます。

また、最近の建物はコンクリートの強度も高く、新耐震後の建物でございます。法律が変わって、もっと強い建物を造れということになれば話は別ですけれども、基本的には設備機器の更新を適切な時期に適切に行えば、マンションをそのまま共同住宅として引き続き使っていくということであれば、可能なものだと認識しております。また、そういったことを、自治体も応援していきたいと思っております。

委員

現実的には、今の段階で、豊島区でかなり古いと言われているマンションの共同住宅の建て替えは成功していません。それから、私自身も、結構古いマンションに住んでいますが、今の段階では、建て替えではなくて、いかに維持管理をきちんとしていくかという、そういう立場でマンションの管理組合の方々が運営をしているという状況も認識をしています。

ただし、どんな建物にしても、必ずどこかで建て替えが必要な時期は来ると思っています。この間、ある民間会社は、70年の定借でマンションの販売をやっています。やっぱり一定程度、70年とかそこら辺が限界なのかなと思いつつ見えています。再開発で本当に想像を絶するほどの高層化をし、それから何百人という方々がそこで生活をする状況のものを次々と造っていくことは、長期的な将来的にどういうまちづくりになっていくのかもきちんと示すべきだろうと思うんです。マンションの維持管理に関しては法律も厳しくなっていますし、同時に、区もそこら辺は大変重視しながら指導的に関わっているということも存じ上げています。でも、それだけでは客観的な状況を変えることは基本的にはできないだろうと思います。私は、やっぱり再開発方針的なこういうまちづくりを全面的に進めるのは、どうなのかなと、改めて今回の提案の中で疑問を持たざるを得なかった状況です。

終わります。

職務代理 ご意見ということで、お伺いしました。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、約1時間たちました。皆様からのご意見等が概ね出されたと思いますので、諮問事項に対しての答申をまとめさせていただきたいと思っております。都市計画審議会としては、都市計画区域マスタープランの変更案及び都市再開発方針の変更案について、了承したいと考えています。よろしいでしょうか。

(賛 成 多 数)

職務代理 賛成多数ということですよ。

よろしいければ、答申文案につきまして、事務局より、配付をお願いいたします。

(答 申 文 案 配 付)

職務代理 諮問のありました表記の件につきまして、了承をいたしますということで、諮問117号・118号の審議は終了したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の諮問119号から会長に進行代わりますので、よろしくお願いいたします。

会長 遅刻をしてしまいまして、申し訳ございませんでした。

それでは、なる諮問119号「雑司ヶ谷霊園再生のあり方について」に移りたいと思っております。資料の説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

公園緑地課長 公園緑地課長の片山のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、お手元の資料をご確認させていただきたいと思っております。1点目が、諮問119号資料第1号と右肩のところに書かれております、これが概要版でございます。本日は、この概要版にてご説明させていただきたいと存じております。2点目が、参考資料第1号でございます。これは中間のまとめの本編になります。そして3点目、参考資料第2号、これが東京都のほうから豊島区に中間のまとめについて意見照会が来てございます。これら、資料3点で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1枚目の概要版について、順次内容についてご説明をさせていた

できます。先月の都市計画審議会におきましては、東京都の公園審議会で諮問があったことをご報告させていただきました。今回、公園審議会で中間のまとめが公表をされましたので、この内容についてご説明をさせていただきながらご意見を賜りたいと考えてございます。

まず、1 ページ目の1 番でございます。「区部霊園の管理（平成14年答申）」による基本的な考え方でございます。

区部霊園が開設以来、130年の歴史の中で育んできた自然資源や歴史的な人文資源は、都民共有の貴重な財産であります。都は、そうした財産を良好に保全しながら、さらに40年間で得られた空地进行を効果的に活用し、「霊園」と「公園」が共存し、相乗的に機能を発揮する空間として再生すべきであります。都内各霊園の立地条件、自然条件、歴史的な人文資源等の違いを考慮し、雑司ヶ谷霊園については、地域特性や他の霊園の取組を踏まえて、雑司ヶ谷霊園の特色「歴史資源・自然資源」を生かした再生のあり方について検討していくとなっております。

下のスケジュールでございます。これまで本審議会、東京都の公園審議会が3回実施されております。霊園審議会も2回実施されまして、先月11月30日に中間のまとめがまとまりまして、12月から東京都のホームページでも公表されているといったところでございます。今月7日につきましては、雑司が谷・南池袋まちづくりの会におきまして、東京都の課長や、霊園事務所の所長の方も、何度もおいでいただきながら、地域のまちづくりの会の皆さんと意見交換の場を設けさせていただきました。それから、12月8日から1月上旬となっておりますが、1月7日まで都民の意見募集ということで、今現在、パブリックコメントが実施されているところでございます。この期間中、意見照会、先ほど、参考資料第2号で本日も机上配付させていただいておりますが、意見照会の文書が来ているところでございます。そして、12月15日には、豊島区の副都心委員会で、中間のまとめについてご報告をさせていただきました。そして、本日の豊島区の都市計画審議会の諮問となっております。

年が明けまして、1月の下旬になりましたら、霊園の専門部会が開かれまして、3月頃には東京都公園審議会での答申がされるという流れになってございます。

1 ページお開きください。2 ページ目につきましては、基本的な考え方

については、先ほどご説明をさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。

3 ページをご覧ください。上の段のところですが、現況でございます。開設が明治7年、面積が10.6ヘクタール、墓所数が約1万箇所、空き墓所が1,900箇所ございます。

まちづくりといたしましては、青色で塗られているところが池袋周辺の特定都市再生緊急整備地域に指定されているところでございます。そして、ピンクで塗られているところが、雑司ヶ谷霊園の周辺地区で、黄色で囲われたところが雑司ヶ谷霊園となっております。

下の段、現況でございますが、歴史資源といたしましては、鬼子母神や、護国寺、そして宣教師館などの寺社等がございます。そして、園内の状況でございますが、御鷹部屋の跡地や、それから著名人の墓所などもたくさんございます。

自然資源といたしましては、巨木ですとか、並木、そして生け垣などもあり非常に緑が豊富なところでございます。幹回りが直径2メートルを超えるような巨木と言われる木も60本以上あると聞いてございます。

そして、施設につきまして、墓所が今、承継者がいないということで、空き墓所ですとか、手入れが行き届いていないお墓などが存在しているといった課題があるということでございます。そして、昨年度墓所を利用されている皆様方に東京都がアンケートを実施したと聞いてございます。一番下のところに書かれておりますが、一定程度墓所返還要望があると聞いてございます。そして、樹林型合葬埋葬施設の需要も高いというご意見が挙がっていると聞いてございます。

4 ページをご覧ください。再生のテーマでございます。再生方針の1番でございます、歴史や文化を伝える空間として再生。明治から大正、昭和にかけての著名人の墓所の保全と活用、御鷹部屋跡地等の土地の歴史を伝える仕組みづくり、そして周辺の歴史資源と併せた利用の推進となっております。

再生方針の2番ですが、地域の貴重な緑を育む空間として再生。ケヤキ、イチョウ等の巨木や並木の保全・活用、そして地域住民等との協働による緑の保全と活用、地域の貴重な緑地として人々が集い憩う空間の創出。

そして、再生方針の3番といたしましては、故人を偲ぶ静謐な空間とし

て再生となっております。霊園としての静謐さを保持し、広く都民が利用できる空間の創出、墓参者の利便性の向上、それから自然に還りたいという思いに応える改葬先の確保というふうな形で、再生方針が三つ掲げられているところでございます。

その下、再生に向けた取組でございますけれども、霊園としての機能と公園としての機能が書かれてございます。具体的な内容は、次のページをご覧ください。

5 ページ目をご覧ください。上の段でございますけれども、霊園施設の充実ということで、園路ですとか広場の整備。それから右側のところですが、集合墓地の設置ということで、自然に還りたいという思いに応えるために、樹林・樹木墓地等の集合墓地の設置なども充実していきたいと書かれてございます。

それから、生前の申込みなどの募集方法についても検討をしていきたいということでございます。

それから、下の段ですが、霊園としての機能でございます。空地の活用と創出ですが、墓所の移転、それから墓所の返還、そして無縁墳墓整理で、長期的に手が入っていなかったりとか、滞納している方もいらっしゃるということで、そういった墓地の整理を東京都が直接改葬の手を入れていくという整理なども、空間創出のためにやっていくことが書かれているところでございます。

それから、6 ページをご覧ください。歴史資源の保全と活用ということで書かれてございます。御鷹部屋跡地等の土地の歴史の紹介、それから御鷹部屋の面影を残すマツの活用です、ここを拠点とした広場の整備。それから霊園事務所の改装等に合わせた歴史資源の解説ですとか、案内等の拠点の整備なども検討されるということでございます。

それから、著名人の墓所の保全と活用ということで、ICTを活用した情報の発信ですとか、広場に解説板等の設置、それから著名人の墓所の周辺に、散策の拠点となるような広場の整備といったことも書かれております。

右側のところで図で書かれておりますけれども、巨木等の保全と活用ということで、保全すべき巨木に近接する墓所の移転を促進して、巨木の周辺に休憩できる広場を整備していこうといった考えのものでございます。

それから、下の段でございます、周辺資源との連携と活用でございます。周辺の寺社等の歴史資源の紹介、それから豊島区ですとか観光協会と相互に連携して利用を促進していくということで、もう既にお散歩マップを作られていたり、そういった観光の案内の利用促進をやっていきたいということでございます。

それから、霊園との共存でございます。利用マナーの普及啓発ということで、静謐さを保つためにパンフレットですとか、サインの設置等をしかりとやっていきたいということが書かれているところでございます。

7ページをご覧ください。地域住民等との連携ということでは、緑のこみちの会という団体と一緒に、外周部の生け垣等の育成を長年やってこられている住民の方もいらっしゃいます。そういった地域住民の方との連携を今後も続けていくということです。

それから、避難場所としての機能向上でございます。災害時の避難等に資する広場、園路等の整備ということで、エントランス広場の整備、避難の入り口としての機能の向上、それから災害時の円滑な避難に資する園路の整備、そして休憩や散策の拠点となる広場の整備など、避難空間としての活用も考えているところでございます。

それから、下の段、再生の進め方でございます。財源の確保による霊園再生事業の実施です。現在、一般貸付けは停止しておりますが、一般貸付けの再開による収入を再生整備に充当していくということでございます。施設の整備には、集合墓地の設置や、園路、広場、空地の拡大を考えていくところでございます。

次に、再生事業のスケジュールでございます。イメージでございますけれども、令和3年の3月に答申が出た後、令和3年度には、再生整備計画を1年かけて策定していくと聞いてございます。そして、令和4年度以降、事業に着手ということで、事業期間はおおむね10年程度というスケジュールが示されているところでございます。

そして、最後、8ページをご覧ください。再生の概念図でございます。あくまでも整備のイメージですけれども、骨格の園路で、避難経路にもなる骨格園路、それから散策回遊園路や、木陰散策路、そしてエントランス広場、拠点広場などが掲げられてございます。それから、小広場、そして巨木等を活用した広場、そして集合墓地も整備をしていきたいというイメ

ージが示されているところでございます。

説明は以上となります。

会長

ありがとうございます。説明は以上ということでございます。

中間のまとめということで、スケジュールとしては、これを今年度、次年度は整備計画をつくって、事業は再来年度からやるというご説明だったかと思います。都立公園ですので、東京都の公園審議会で決定し、事業を進めるということですが、地元として、あるいはまちづくりに関連して、どういうふうにあってほしいかご要望があれば、それを東京都に答申させていただくための意見照会だと思います。豊島区には公園審議会がないので、都市計画審議会で受けている形になります。ですから、まちづくり的な発想の下で、雑司ヶ谷霊園と雑司が谷のまち、あるいは東池袋も含めてでしょうか、あるいは豊島区全体との関係で、ふさわしい再生をしてほしいということがあればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員

非常にいいプランだと思います。山手線にこれだけ近接した都市の中に、これだけのいい場所があるということは、豊島区、あるいは東京都にとっても、非常に重要な文化的、景観的、自然的、歴史的資源だと思います。内容も非常にいいと思いますが、2点ほどお聞きしたいです。

東京都の霊園の中で、雑司ヶ谷霊園が独自性をどうやって出すのか。そのためには、しっかりした管理計画が必要です。植物は、植えたときが終わりではなく始まりです。いろいろな草花や貴重な植物資源もあり、また、周辺の家並みにも生け垣があるなど、周り全体もすごくすてきな場所です。そういう中で、雑司ヶ谷霊園の独自性を出していくために必要なのが管理計画だと思います。徐々に出来上がって行って、それを未来に向けて持続していく中で、独自性が出てくるのではないか。質問の1点目は、既に決まった管理計画があって、それにのっとってやらざるを得ないのか。2点目は、まちづくりの関係とか、区民がみんなで植物の管理ができるということができるのかについてお聞きしたいです。

会長

はい、どうぞ。

公園緑地課長

貴重なご意見ありがとうございます。雑司ヶ谷は非常に緑が豊富で、歴史資源、自然資源、非常に恵まれています。先ほど、説明の中で、緑のこみちの会について触れさせていただきました。以前はお墓が直接見えな

いように、目隠しフェンスで囲われていた時代がありました。これを地域の皆様方の声で、ぜひ生け垣にしてもらいたいということで生垣化が始まったと聞いてございます。

その生け垣の管理につきましても、もう何十年も前から地域の皆様方が水やりですとか、お花を植えたり、そういった活動をやっているところがございます。東京都からも、地域との連携を今後続けていきたいという話がございます。

それから、雑司ヶ谷の独自性というお話です。特にこの地域は、もともと雑司が谷村の時代、文京区の護国寺も含めて一帯とした地域の神社・仏閣が非常に多くございました。そういった意味では、寺社がたくさん集まっており、豊島区の中でも指折りの緑の豊富なおところがございます。こういった資源を活用して、特に雑司が谷地域はユネスコの指定もされています。地域のまちづくりの会の意見交換のときにもお話がございましたが、ぜひ私たちも連携させてくださいというお話がございました。案内がきちんと分かるよう表示して、地域の方だけでなく、ほかから来られた方も迷うことなく雑司ヶ谷霊園を散策していただけるようなまちにしていきたいので、私たちも協力していきたいというご意見でした。そういった部分で、雑司ヶ谷ならではの独自性を出していきたいと考えているところがございます。

委員 ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

委員 この空間が環境的にも魅力的になるのを、非常に楽しみにしています。ここの魅力という中では、著名人の墓所ということで、非常に大きい価値だと思っています。中間のまとめの31ページに、著名人墓所の保全・活用ということを書かれていますが、それぞれのところに保全をしようという団体があると思います。

といいますのは、9ページにあります、39番目の成瀬仁蔵は日本女子大の創立者ですので、120周年を迎えるに当たって、たくさんの卒業生にとってある意味では神聖な場所となります。そうしますと、そのお墓は卒業生が見守って、保全をしていると思うので、そういう意味でも、やはりこの価値ある場所がいろいろな団体とどのように連携していけるのかな

と。むしろ、それができたら、もっと魅力的に活用もできると思います。
その辺ちょっとお伺いしたいと思いました。

会長 はい、どうぞ。

公園緑地課長 何分著名人といいますが、お墓でございます。再生の方針といたしましては、お墓の静謐さをきちんと大事にしていきたいということも書かれてございます。

まず、著名人の墓所の管理されている遺族の方にまずは協力を依頼することが、あると思われまして。31ページのところにも書かれておりますけれども、協力を依頼して、同意が得られた場合にパンフレットや解説板等で紹介していくという流れでございます。中には、もう静かにしておいてほしいという方も、いらっしゃるのかもしれませんが。あくまでも同意を得た上で著名人の周辺を広場化していけるのかいけないのかというコンセンサスを得ながらやっていくものと考えているところでございます。

会長 そのコンセンサスを得るとするのは、都がやることなんでしょうか。それとも豊島区がやることができるということなんでしょうか。

公園緑地課長 あくまでも事業主体は東京都でございます。東京都が再生整備計画をつくっていく中で考えていくものだと考えているところでございます。

会長 逆に、都から区に、ある種の文化財としての管理や運営を委託されるのか、あるいは区からこういうことをやりたいと申し出て、区がむしろ間に入って展開することもできるということでしょうか。

例えば、区と女子大との間で協定を結んで、その学祖のお墓について、大学が責任持って、OG含めて管理をするようなことができるのかできないのかとか。今後何か議論の余地はあるものなんでしょうか。

公園緑地課長 そこまで突っ込んだ話合いは、私どもと東京都の公園緑地課とではできていないのが現状でございます。何分細かい計画上の話については、まだまだこれからでございます。今回は、あくまでも霊園再生の在り方ということで、大まかな方向性を決めていくということでございます。今、会長からお話のありました、区との関わりという部分では、今後、東京都との話合いの中で何らかのコンセンサスが得られれば、区からの意見を言えるでしょうし、東京都も新しい計画を策定したら、地域の意見も聞く機会もあろうかと思っております。そういった機会を捉えて協議をしていければと思っているところでございます。

会長 この31ページですね。著名人墓所の四つ目のポツのところ、地域住民等との協力関係を構築と言っているのが、どういう関係を誰が結ぶのかというあたりだと思います。区として、そういうことをやり、ゆかりの方、あるいはファンの方などのいろんな方がここへ来られるというのが一種の人の呼び込みにはつながります。いわゆるカルチャーだけじゃなくて、まさに歴史を含んだ観光としての展開もできるのかなと思います。

 今、ラフカディオ・ハーンというのは、津波防災の大先生みたいになっていますが、「稲むらの火」を翻訳して、小説にした人がここに眠られているのは、一種の防災のシンボリックな拠点になるのかもしれませんが。あるいは、中浜万次郎、ジョン・万次郎は高知出身ですから、高知に顕彰団体のような組織が多くあります。そういう団体と、新しい都市間交流も芽生えてくるのかもしれませんが。

 今、委員からお話のあった、ソフト的な在り方について、地域住民等との協力関係の構築というところは、今回の答申でどういうふうに入れるは、後でまたお諮りします。

 はい、どうぞ。

土木管理課長 土木管理課長です。この地域には、雑司が谷未来遺産もございまして、文化観光課が主体となって、霊園マップを作っております。霊園マップについては、霊園事務所などに置かせていただいております。

 昔は掃苔と言いまして、現在は墓マイラーと言うようですが、お墓を訪ね歩くことが、若い女性の間でブームになってございます。豊島区内を歩いて知っていただくことは、やはり公園関係の部署ではなかなか難しいです。観光関係の部署が幅広く雑司が谷の地域に未来遺産という形で入っております。そういうようなところで区として別の部署で、その役割を引き受けていくことができるのではないかと考えております。

会長 ありがとうございます。そういう形で、区民にとってもより親しみがもてる地域になれるといいですね。

 はい、どうぞ。

委員 私、東京都の公園審議会に10年在籍しておりまして、霊園部会にも在籍しておりました。先ほど、土木管理課長がおっしゃられた「掃苔」という言葉は、私が霊園部会にいた際に、染井吉野の元になる染井という霊園

のコンセプトで、「掃苔」という言葉を出させていただきました。

今、公園緑地課ではというお話でもありました。明治6年に上野公園、日比谷公園、飛鳥山公園など、様々な公園が造られ、その翌年、明治7年に、青山、染井、雑司ヶ谷の霊園が公園緑地課によって造られました。他の自治体では、環境関係の部署や福祉関係の部署が管理しておりまして、そういうところではバリアフリーもつukれない、あるいは、防災の小道も造れないという状況にあります。東京都では、ずっと公園緑地課が管理し、そして、また東京都の公園協会とかが維持管理を引き継いできたこともあり、うまく管理が進んできています。

著名人の墓所に関して、今までも青山も染井もそういった形でやっております。また、先ほど集合墓地というお話がありましたが、墓石は倒れたりするため防災上の問題もありますけれども、昨今、全世界的に、樹木、あるいは芝生という形に進んでいます。これもうドイツ、フランス、カナダ、アメリカ、それから中国、韓国、そして日本という形で、世界的に進んできています。韓国でも、途中で何かあずまやのようなところがあって、子供連れで必ず墓地に遊びに行くという感じが出てきています。

そういった意味では、こういう場所を地域の文化的な公園として再生していただければと思います。また、東京都の中には、今まで青山などの事例もあると思いますので、様々なコミュニティや所有者との付き合いというのは、東京都に確認しないと、なかなか区レベルでは難しいかもしれないと思うところです。

ただ、それ以上のものについては、観光課さんが既につくられているということであれば、まさに観光資源として、今までは人が避けてきて、墓所があると不動産価値が下がると言われてきたところが、全世界的にどんどん変わってきていて、墓地を意味するグレイブという言葉も、今はほとんど使われていません。アメリカでもメモリアルパークという名前になっておりますので、どんどんいい形で地域の方にも関わっていただける場所になっていくのではないかなと思います。

以上でございます。

会長

ありがとうございます。パンフレットに書いてある、著名人の墓ということで、公園と地域住民との協力関係が構築できるかどうかということと今後の検討課題として、附帯意見を付けた上で答申することもできるかと

思いました。

ほかにはいかがでしょうか。

委員 いいですか。

会長 はい、どうぞ。

委員 私は、染井霊園の近くに住んでおりまして、もちろん雑司ヶ谷も何回もお邪魔をして、いろんなところを歩いてまいりました。ただ、染井と雑司ヶ谷を比較させていただきますと、やはり染井のほうが少し狭いところもございます。それから、いわゆる著名人の数も、もちろん沢山いらっしゃいますけれども、やはり何となく少し落ちるようなところがございます。

ですから、同じ豊島区に二つは霊園があるわけがございますので、雑司ヶ谷のお話は賛成でございますけれども、雑司ヶ谷がこういう形で決まれば、染井も同程度の出来上りを私は期待したいなと思っております。一言申し上げさせていただきました。よろしく申し上げます。

会長 もう一人、どなたか。

はい、どうぞ。

委員 すみません。案については、これができればすごいなというように思いますが、先ほどご説明のときに、区道のことが出てきました。この雑司ヶ谷霊園については、主立った大きな園路は、全て区道になっています。また、この計画もそうですが、例えば防災機能の向上とか、いろんな道ができたりなんかすると、最終的には区道に接続されると思います。この豊島区との関わりというか、この計画を進めるに当たって、それは何か特段何かあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

会長 どうぞ、はい。

公園緑地課長 豊島区との関わりという意味では、先ほど、委員おっしゃったとおり、東京都は公園緑地課が所管しておりまして、区の窓口といたしましては、公園緑地課がやらせていただいているところでございます。観光の話なども、今後出てくるであろうと思いますし、地域の方からも観光マップの作成にも協力いただきたいという話がありました。先ほどご説明した中でも、郷土資料館というフレーズなどありましたけれども、郷土の歴史をよく東京都にもご理解いただきながら連携していくということも考えられるかと思います。そういった豊島区のいろいろな部署が関わる部分があるかと思います。区道もしかりでありますけれども、それぞれの部署で関

わりができる部分を、できる限り霊園の再生に向けて、統一した再生の在り方の目標に近づけるように、それぞれの部署で進めていければなど考えております。

会長 はい、どうぞ。

委員 計画の中にどれだけ豊島区が関わるのかも、今後のことだと思います。先ほど委員からも染井霊園の話が出ました。これ染井のほうが先に計画が進んで、やっと雑司ヶ谷が動き始めた感じですが、墓所の移動はそう簡単な話ではないです。どれだけ年限かかるか分からないぐらいの大きな事業なので、計画立て放しということでもなく、やはり東京都からは、適宜ちゃんと報告をいただくように、区としてもぜひ言っていただきたいなと思います。1年、2年でも動かないと思いますから、意見として申し上げました。

会長 委員、どうぞ。

委員 内容には全く反対はございません。むしろ積極的に進めていただきたいと思っております。

1点だけ、防災避難で先ほども少しお話出ましたけれども、墓石は倒れるので、必ずしも全部が安全なところばかりとは限らないです。もちろん入り口の広場とか、それなりの規模の広場は安全だとは思いますが、どこが安全で、どこが安全じゃないかということをも十分に精査した上で、避難場所としてはどこが使えるかをご検討いただければと思います。

以上です。

会長 はい。ほかにはいかがでしょうか。

委員 はい、どうぞ。

委員 雑司ヶ谷霊園については、私が議員になる前に公園化の話が出ましたが、結果的には、墓所自体がそう簡単には処理できないという中で、東京都の職員の方も相当お困りになられていたということを目の当たりにしてきました。

地域的には防災の一時避難場所として、安全な場所をつくるという点では、生け垣に変えるのと、それからインナーリンクという方針がずっと出ていました。

それから、お墓に関しては、簡単には墓所をなくせなかったけれども、公園化だけが前面に出された方針で、実際には、なかなか進まない状況の

中で、今日に至ってきたという印象を私自身は持っています。そういう点で、今回の公園と霊園化は、本当によかったなという感想を率直に持っています。公園化の案が出たときに、本当に地域の方々が生垣化を進めたり、お花を咲かせていくとか、単に雑司ヶ谷霊園だけではなく、その周囲も含めて誰もが安心していい環境の中で暮らせるように始めてくださった姿があります。そういう点では、地域の住民として雑司ヶ谷霊園を今まで守ってきてくださった方々とのご意見の中では、どのような意見が出てくるのでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

公園緑地課長 今月7日に雑司が谷・南池袋まちづくりの会といった会に属している皆様方との意見交換の場に出た意見を、若干ご説明させていただきます。

36名の方がご参加されてございます。主立った意見としましては、お墓の部分にも木を残してほしいというご意見ですとか、あと木を切らなければいけないのであれば、その分植えてほしいというご意見。それから、雑司ヶ谷には江戸時代から石仏が何体もあって、霊園事務所の前あたりのところにだんだん固まってきているというお話もあり、そういった歴史を守ってほしいということでもございました。

中には、雑司が谷らしいという意見で、寺社がこのまちにはよく似合うということで、もみじの名所にできないかといったご意見もございました。

それから、あとは周囲の道路などで行き違いについて少し配慮してほしいというご意見。それから、墓地としての静謐な空間を保ってほしいというご意見。あとは、防犯上の問題もたくさんの方が気にされておりました。防犯カメラの設置をしてほしいという具体的なお話もございました。そういったことが挙げられておりますけれども、公園と霊園が共存化するというお話に対して、皆さん賛成ということで、誰も反対する方はいらっしゃらないといったところでございます。

会長 どうぞ。

委員 私も近隣の方に聞いたお話では、今ご報告いただいたような中身が出されておりました。公園と霊園の共存化はすごくよかったということと、それから、公園化にしても、派手なものはやめてもらいたいという声も寄せられました。

今、課長さんがご報告をいただいた声というのは、東京都、あるいは公

園審議会に反映をさせることは可能なんですか。

会長 どうぞ。

公園緑地課長 まちづくりの会のほうでも、出された意見を何か取りまとめをするような話も聞いてございます。本日は参考資料ということで、東京都から意見照会が来てございます。来月、1月の中旬には、区から回答を示していきたいと考えているところではございます。本日、この審議会で出されました皆様方のご意見等を踏まえまして、回答をしていきたいと考えてございます。また、議会からもご意見も頂戴しておりますので、そういった皆様方の声をきちんと受け止めて、回答をしていきたいと考えてございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 ぜひ、近隣の住民の皆さんにとっては、本当に日常生活の流れの中で霊園があると思います。ぜひ生の声は反映をさせていただきたいと思います。それで、もう一つ、今まで墓所を売ることは中止していたと思います。それが今回、墓所を新たに希望者があれば売るという方針に変わったと思いますけれども、そこら辺はどうなんですか。

会長 どうぞ。

公園緑地課長 墓所の整理が進めば、新たな募集は再開するという事は聞いてございます。雑司ヶ谷霊園はまだ募集を停止したままです。今後整備が進めば、集合墓所とか、樹林型の墓所等を整備ができれば再募集があると思われ。来年度に計画を策定していくということでございますので、募集再開までには時間がかかるのではないかなと思います。

委員 地元のお花屋さんなんかは、買いたいという人が寄ってくるというお話もされてました。

あと、もう一つ教えていただきたいです。資料では、管理運営の費用に関して、墓所を売った収入を充てるようなことが資料の中にありました。そうすると、お墓が売れなきゃ管理運営ができないのかなと思ったんですが、そこら辺に関してはどうなのでしょう。

会長 はい、どうぞ。

公園緑地課長 東京都の霊園事業は、独立採算でやっているわけではないと聞いてございます。墓所が売れば、これは東京都の歳入として広く東京都の財布に入っていくということになります。歳入そのものでもって整備が行われていくわけではないことは確認ができています。

委員 よく分かりました。ただ、財源の確保で、収入が集合墓地等の貸付け等も含めて、収入を再生整備に充当ということで、支出に関しては園路とか、広場とか、集合墓地とか、空地の拡大とかという文章が入っているものですから、独立採算かと思いましたが、そうではなくて東京都が責任を持って財政的な管理運営はやっていくという受け止め方をしてよろしいわけですね。

公園緑地課長 はい。委員おっしゃるとおりでよろしいかと思えます。

会長 霊園もそうですが、墓地というのは、基本的には売買しないものです。だから登記せずに、利用権を賃借する。年間幾らかが毎年入ってくる。ただ、それが滞ったときにどうするかが、経営としては大変なんだと思います。そういう形での資金を霊園全体か、あるいは都立公園の中の一部として使うか分かりませんが、そういう運用を展開していると理解しています。

よろしいでしょうか。私のほうから、1点だけお願いです。中間まとめ(案)の12ページです。本文25ページ。これが空間的に再生するときのイメージだと思います。災害時の避難も含めて、まちと一番関わりのある、言わばつながる空間が、この左上の都電の駅があるところと、反対側、右下のほうのバス停のあるところ、この二つだと思います。災害時の避難で、多くの人が大きい道路から雑司ヶ谷へ向かってくるときの大きな入口になるのではないかと思っています。

この赤い太い線が区道で、公開されてアスファルト舗装されています。何か少し味気ない一般道路の舗装です。左上のほう、都電側の道路の出口にエントランス広場を二つで、真ん中に拠点広場を一つという絵になっています。ここは雑司ヶ谷霊園公園の新しいメインゲートになるはずなので、ここはしっかりメインゲートとして造ってほしいと思います。エントランス広場、拠点広場と書いてありますが、それが三つ並んでいるだけではなくて、三つ合わせてきちんとしたエントランス空間としてつくっていただくことで、お墓を持っていない区民の方も抵抗なく入ってこれるようなエントランスをぜひ造ってほしいなと思います。また、右側のほうのバス停のほうも、東側のメインエントランスとして整備をしていただくということを含めて、この整備イメージは仕上げていただきたいのが、私の思いです。

あと、雑司ヶ谷墓地は、さすが歴史のものであって、最近売り出すような

墓地から比べると、圧倒的にお墓の密度低いです。そういう意味では、地震の後、墓石が既に倒れた後に避難してくるわけですが、やはり貴重な空間として災害時にも、あるいは日常にも区民に親しめる空間として、いざなってもらえるような入り口を造ってほしいというのは、都市計画審議会としてお願いしたいと思っていたところです。

もちろん、災害時には、安全を確保できる場所として整備をしていただきたいという意味で、大きな樹木は、災害、火災のときでも、それなりの防火効果を持つはずですが、逃げてきた方が木によって助かることもありますから、なるべく大木は残していただきたいと思います。ただ、木が寿命の場合には、速やかに新しいものに植えかえて、また育てていただく、そういう形で、管理とか、利用とかを含めて、地域住民と区の文化観光課で、さらに著名人に縁故ゆかりのある、遺族だけではなくて様々な市民の方につながりを持った公園として運営されていくとすばらしいなと思います。今のような形で付加したものを答申させていただくと、今日、皆さんからいただいた意見を大体包含して出せるかなと思っていますが、よろしいでしょうか。

事務局として、よろしいですか。

都市整備部長 今の会長のご意見、広場等のアクセスの配慮等、あとソフト面についてのお考え等も含めまして、この内容を含んだ答申案を作成いたしまして、最終的な確認は、会長預かりとさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 それでは、私と事務局とで最後は詰めさせていただいて、文章として整えて答申をさせていただくことにしたいと思います。

ありがとうございます。では、これは全員賛成ということで、よろしいですね。

(は い)

会長 ありがとうございます。今日予定されていた議事は、以上でございます。それでは、事務局に。その他、何かございますでしょうか。
はい、どうぞ。

都市整備部長 次回の都市計画審議会でございます、1月29日金曜日、18時から開催を予定してございます。本日机上に開催通知を配付させていただいておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

事務局のほうから、以上でございます。

会長 ありがとうございます。では、次回、1月29日18時からということのようです。それでは、第192回豊島区都市計画審議会を終わります。長時間にわたって熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

(閉会 午後8時15分)

| | |
|-----------------|--|
| <p>会議の結果</p> | <p><u>諮問117・118</u> 都市計画区域マスタープラン等の改定について</p> <p><u>諮問119</u> 雑司ヶ谷霊園再生のあり方（中間まとめ）について</p> |
| <p>提出された資料等</p> | <p><u>諮問117・118に関する資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問117・118資料第1号 都市計画区域マスタープラン等の改定について ・ 諮問117参考資料第1号 東京都市計画区域マスタープラン（案） ・ 諮問117参考資料第2号 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（照会） ・ 諮問118参考資料第1号 東京都市計画都市再開発の方針（案）【抜粋】 ・ 諮問118参考資料第2号 東京都市計画都市再開発の方針の変更について（照会） <p><u>諮問119に関する資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問119資料第1号 「雑司ヶ谷霊園再生のあり方について」中間まとめ【概要版】 ・ 諮問119参考資料第1号 「雑司ヶ谷霊園再生のあり方について」中間まとめ【本編】 ・ 諮問119参考資料第2号 「雑司ヶ谷霊園再生のあり方について」中間まとめについて（照会） |
| <p>その他</p> | |